

改正

平成19年3月31日要綱第3号

岡垣町在宅高齢者等軽度生活援助事業実施要綱

(目的)

第1条 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岡垣町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、又は民間事業者等（以下「委託法人」という。）に委託して行うことができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なものとする。

(サービスの内容と利用回数)

第4条 軽度生活援助事業サービスは、次のとおりとする。

- (1) 外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助
- (2) 宅配の手配、食材の買物などの食事・食材の確保
- (3) 庭・生垣・庭木等家周りの手入れ
- (4) 家屋の軽微な修繕
- (5) 家屋内の整理整頓
- (6) その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活援助

2 サービスの利用回数は、前項第1号及び第2号については原則として週2回以内とし、1回につき延べ3時間を限度とする。同項第3号から第5号までについては、原則として1カ月に1回とし、1回につき延べ6時間を限度とする。同項第6号については、身体的状況、当該世帯状況を考慮して町長が別に定める。

(利用料)

第5条 この事業のサービスを受ける場合は、別表に定める費用を負担しなければならない。

(利用申請及び決定)

第6条 この事業のサービスを受けようとする者は、別に定める「軽度生活援助サービス利用申請

書」を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、利用を認定した場合には「軽度生活援助サービス利用決定書」により、利用を認定しなかった場合には「軽度生活援助サービス不承認通知書」により、その旨を通知するものとする。

(サービスの確認)

第7条 町長は、決定されたサービスが利用対象者に対して適切に提供されているか、適宜確認するものとする。

(サービス提供の報告)

第8条 委託法人は、軽度生活援助サービスの実施月の翌月10日までに「軽度生活援助サービス事業実施報告書」を町長に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第9条 町長は、委託法人の請求に基づき委託料を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、軽度生活援助サービス利用申請書の様式等その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年3月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月31日要綱第3号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に利用申請した者に係る利用料については、改正後の第5条の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

軽度生活援助事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市町村 村民税非課税世帯	0円
B	本人及び世帯全員が市町村村民税非課税世帯	サービスに要した費

		用の3割
C	その他の世帯	全額

備考

- 1 第2条において事業の一部を委託した場合に利用者が負担する利用料は、委託法人が当該利用者から徴収することができる。
- 2 第6条に規定する利用申請書の受理日が当該年度の6月までは、前年度の課税状況を適用する。
- 3 課税年度の初日の属する年の1月1日において65歳以上の者は、その課税年度の前年の合計所得金額が125万円以下のときは市町村民税非課税とみなす。